

八尾市立桂小学校体育館使用許可に係る使用者選定基準

1. 選定方法

- (1) 審査対象となった提案について、「2. 評価基準」に基づき、「八尾市立桂小学校体育館使用許可に係る使用者選定委員会」において審査を行い、評価項目1～5の合計点数を「評価点数」として算出し、各委員の評価点数の合計点を「総合評価点数」とする。
- (2) 「評価点数」の各委員の持ち点は100点とする。
- (3) 提案者が4者以上ある場合は、書類審査を実施し、その合計点数の高い上位3者をプレゼンテーション審査の対象とする。
- (4) 審査はプレゼンテーションの内容も踏まえて総合的に評価を行い、優先交渉権者を選定する。
- (5) 総合評価点数の同じ者が2者以上あるときは、評価項目「4 実施事業」の点数が高い者を優先交渉権者として選定する。「4 実施事業」の点数も同じ場合は、選定委員会の議決により順位を決定する。
- (6) 優先交渉権者との協議が合意に至らなかった場合は、次点の者と協議に入ることとする。ただし、総合評価点数が各委員持ち点の総合計の6割を超えた者に限る。
- (7) 提案者が1者であっても審査を実施し、総合評価点数が各委員持ち点の総合計の6割を超えた場合、その者を優先交渉権者として選定する。
- (8) 提案者の総合評価点が6割に達しなかった場合、再公募とする。

2. 評価基準

事業者が作成した提案書、プレゼンテーションに基づき選定委員は下記により採点する。記載がない項目は0点とする。

(1) 採点のめやす

採点は、以下のとおり5段階とし、評価項目ごとの掛率で配点する。

非常に 優れている	優れている	標準である	劣っている	非常に 劣っている
5	4	3	2	1

(2) 評価項目と配点

番号	評価項目	評価の視点	配点
1	管理運営	- 施設の管理運営体制が整っているか - 公共施設等の管理・運営実績があるか - 施設の安全管理への対応は示されているか - 事故発生時等の緊急時の対応は示されているか - 市内の各種活動団体の使用希望等に関する対応は示されているか - 参加料等を公正かつ確実に徴収できる仕組みを整えているか	20
2	維持管理	- 施設の維持管理を着実にを行うための計画やスケジュールは示されているか - 施設の環境を維持するための工夫はあるか	20
3	近隣配慮	近隣への事前説明の内容や手法は理解を得やすいものとなっているか	10
4	実施事業	- 事業の内容は、青少年健全育成や地域振興に資する内容となっているか - 事業への参加料等は適切な金額で設定されているか - 事業への参加者獲得に向けた工夫は示されているか	40
5	施設改修	- 実施事業の充実につながる改修提案となっているか - 安全面に配慮した改修内容となっているか	10
合計			100